

不動産投資信託証券に係る上場審査等の形式基準の取扱いに関する  
有価証券上場規程施行規則の一部改正について

2015年6月16日  
株式会社東京証券取引所

**I. 趣旨**

当取引所は、有価証券上場規程施行規則の一部改正を行い、2015年6月16日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は2015年度の税制改正を受け、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第3号ロに規定する「のれん」を資産に計上する不動産投資信託証券について、上場審査等の形式基準の取扱いに係る見直しを行うものです。

**II. 改正概要**

上場審査及び上場廃止基準に係る形式基準の取扱いに関し、運用資産等の総額及び資産総額には、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第3号ロに規定する「のれん」の額を含まないこととします。

(備 考)

- ・有価証券上場規程施行規則第1206条第1項

**III. 施行日**

2015年6月16日から施行します。

以上